

行政視察報告書

平成29年5月15日

視察委員会名	総務委員会		
報告書作成者	副委員長 尾崎 邦洋		
出席者氏名	委員長 西川 憲行	副委員長 尾崎 邦洋	
	委員 中崎 孝彦	前田 稔	
	服部 孝規	櫻井 清蔵	
欠席者氏名			
所管課職員 氏名	財政行革室長 田中 直樹	随行職員氏名	高野 利人

視察日	視察先	視察目的
4月17日	広島県尾道市	○指定管理者制度について ・導入施設の区分について ・チェックマニュアルについて
4月18日	広島県三次市	○指定管理者制度について ・導入施設の見直しについて ・地域自治組織への導入について

●広島県尾道市

◆指定管理者制度導入の経緯と現状

尾道市では、公共施設の管理に民間企業等のノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的に、平成17年度に指定管理者制度適用方針を定め、平成18年度から指定管理者制度を導入し、平成18年度当初は582施設のうち88施設に、平成28年度では560施設のうち162施設に導入している状況である。

◆指定管理者制度導入までの事務

まず、施設の所管部署において、市が管理すべき施設か、また、現行の目的のまま施設として必要かどうかなどの検討を行った上で、指定管理者制度導入の検討を行っている。

次に、指定管理者の選定にあたっては原則公募としているが、「PFI法の活用により、一定期間、施設の管理運営をする者を指名する場合」「専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合で、そのものを指名する場合」、「地域との結びつきが強い施設で、地域の町内会等を指名する場合」などは特定のものを指名することができるものとしている。

次に、公募を行うにあたっては、選定委員会で、募集要項等の内容を固めるとともに、指定管理料の上限額を設定し、インターネットや広報誌で公募を行っている。

次に、選定委員会については、各施設の所管部署がそれぞれ設置しており、委員の数は5名程度とし、うち2名が市職員、残り3名は民間の視点が重要であることから学識経験者、利用者の代表などの外部委員の参加を原則としている。委員会は通常3回程度開催し、最終的に比較表を元に優先交渉者を決定し、選定結果は申請者に通知するとともに選定理由を付して公表している。

◆公の施設における指定管理者制度の導入状況

公の施設について、それぞれ指定管理または直営とする理由を明確にし、公表している。

まず、いきいきサロンについては、地域との結びつきが強く、地域の実状に応じた対応が求められること、また、比較的小規模施設であり町内会等で対応が可能であることから町内会等を指定管理者としている。

なお、公民館36施設については、平成17、18年に2市3町による合併を行っており、旧市町ごとに位置づけが異なるため、合併後10年を経過した現在も運用を含めた整理ができていないことから、直営で管理を行っている。

次に、因島のフラワーセンターやむくの里の生涯学習施設については、政策的な企画立案を実施し施設管理と分離することができない施設や直営の方が安価と客観的に見てとれる施設がないか検証を行った結果、指定管理から直営に戻している。なお、指定管理～直営に戻した施設だけでなく、直営から指定管理にした施設や民間への移譲や廃止を含め3年間で96施設の見直しを行っている。

次に、都市公園、墓地、駐車場等は日常業務が軽微で収入も少ないことから指定管理者のメリットが見込みにくいため直営としている。

◆モニタリングマニュアル

指定管理者制度導入から数年が経過し、指定管理者制度導入の効果が十分に表れているのか、事故につながる可能性はないのか、また、サービスの継続性など懸案事項が出てきたため、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認する手段として、平成27年度からモニタリング制度を実施しており、平成28年度からはモニタリング結果の公表を行うなどさらなる充実を図っている。

なお、統一的にモニタリングを実施するための仕様を定めたモニタリングマニュアルを作成するとともに、指定管理者と市が双方で測定・評価を行うこととしている。

モニタリング制度導入の効果としては、課題の有無など明確になったこと、また、施設を管理する部署の職員と指定管理者の双方で納得のいく測定・評価ができるようになったことで、課題の改善、サービスの向上につながるとともに、モニタリングマニュアルを整備し、基準や様式をしっかりと示したことで職員の経験に左右されず、一定の均一なチェック・監視が可能になった。

◆特徴的な事例

- 千光寺山ロープウエーを第三セクターの「おのみちバス」が指定管理者として運営。
旧御調町の道の駅や温泉・宿泊施設である尾道ふれあいの里にも指定管理を導入している。
- 因島フラワーセンターについては、当初県が設置した施設を合併後に尾道市が引き継ぐこととなった。近隣に類似施設があることや、所期の設置目的を達成し、利用状況も低調であったため、無料公園に変更するとともに、指定管理での運営から直営に変更している。
- 市立図書館については、合併時に5館あったが、近隣市町との比較を行ったところ、「開館時間が短い」、「継続的に社会教育や文化講演活動を実施する」、「市民ニーズや図書館サービスのあり方」などの課題があり、5館のあり方も含め検討を行った結果、指定管理者制度を導入したうえでの存続を決定している。

○市営住宅について全施設一括で指定管理にしている。指定管理者を導入したものの、最も手間のかかる家賃等を定める業務が市に残ることや、指定管理にしても効率化に繋がっているのかが測定し難いため、見直しの対象になるものと考えている。

◆所感

尾道市では、指定管理者制度の前段として、公の施設としてのあり方を十分に検討され、さらに指定管理者制度導入後も、検証の結果、直営に戻すだけでなく、民間への移譲や廃止をするなど積極的な施設の見直しを行っており、指定管理者制度ありきではなく、常に検証を行い、その都度、施設に合った管理運営形態を選択していくことが重要であると感じた。

一方、市町村合併により多くの類似施設があるが、地域による考え方の違い等から施設の整理ができていない部分もあり、指定管理者制度の導入、施設の統廃合等を含めた施設のあり方の検討が、市町村合併を行っている市町の共通課題であると感じた。

また、モニタリング制度については、マニュアルを作成しモニタリングの目的、視点、方法を明確にすることにより、統一的なチェックが実施できるとともに、指定管理者と施設の所管部署が同じ視点で測定・評価を行うことにより、課題・問題に対する意識の共有が図れることから、モニタリング制度のさらなる充実を図るための参考になると感じた。



●広島県三次市

◆指定管理者制度導入の経緯と現状

三次市では、公共施設の合理的かつ効率的な管理運営に取り組むため、その核となるシステムとして平成18年度から指定管理者制度を導入し、当初242施設に適用にしたものの、平成26年度に見直しを行い、平成27年度から83施設を直営に戻している。

見直しにあたっては、指定管理者制度導入時に多くの施設を指定管理としたが、導入後数年が経過し、指定管理者制度にそぐわない施設もあるのではないかとことから、「指定管理者制度導入に係る基本方針」を定め、施設のあり方について検証を行った。

その結果、利用状況が著しく悪い施設や収益施設で譲渡を検討できる施設、また、公園など単に草刈等の維持管理のみで、民間のノウハウを活かすという指定管理者制度本来のメリットを活かすことができない施設を直営（業務委託を含む）に戻すこととなった。

◆指定管理者制度導入に係る基本方針

「指定管理者制度導入に係る基本方針」における指定管理者制度を導入する場合の考え方として、

- ①効果を高める観点として、民間活力の導入により市民の幸福や利用者の満足度の向上が見込める。
- ②効率を高める視点として、管理コストの低減が見込める。
- ③地域の能力を発揮できる機会を提供する観点として、意欲と能力のある地域団体等の育成に繋がることが見込める。

以上3つの観点を示し、見直しの基準としている。

また、指定管理者制度の導入にあたっては原則公募としているが、特殊性、地域密着性、その他やむを得ない事情がある場合は非公募にできることとしている。

◆指定管理者制度導入までの事務

指定管理者制度導入の判断は施設の所管部署を中心に内部で協議し、公募はHP等で行い、非公募の場合は施設の所管部署と候補団体で調整し、選考委員会を経て、議会の議決後協定を結んでいる。

指定管理者の選定にあたっては、いずれの場合も副市長、教育長、総務部長、財務部長、学識経験者2名で構成される選考委員会を開催し選定している。

◆地域づくりと指定管理者制度

住民自治組織に指定管理者制度を導入する視点として、

- ①地域にある公共施設は「地域共有の財産」との認識により、住民の積極的な利活用が期待できる。
- ②工夫による自治活動財源の確保が可能となる。(使用料収入、外部委託から自立活動への転換、新たな利用の創出)
- ③行政と住民自治組織との連携・協働による「地域まちづくりビジョン」の実現が可能となる。
- ④縦割りの施設運営管理を廃し、地域単位で地域づくりの視点に立った各種公的施設の弾力的運用が可能となる。
- ⑤地域まちづくりビジョン実現のための地元人材活用・人材育成が期待できる。
- ⑥住民自らが自主的・積極的に地域づくりに取り組むという姿勢や意識が醸成される。

以上6点を「指定管理者制度導入の考え方」の中で示し、住民の自治意識の醸成を図っている。

◆所感

三次市では、指定管理者制度導入時に多くの施設を指定管理としたが、その後、検証、見直しを行っており、「民間活力の導入により市民の幸福や利用者の満足度の向上が見込める」「管理コストの低減が見込める」という2つの観点からの検証の必要性を感じた。

また、住民自治組織の育成に力を注いでおり、「指定管理者制度導入の考え方」の中で、住民自治組織に指定管理者制度を導入する視点を明確にしており、このことについては、全ての地区でまちづくり協議会を立ち上げ、指定管理者制度を導入したばかりの当市においても、制度導入の効果を検証するうえで参考になるものと感じた。

